

知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂13版】をご購入いただいた皆様へ

第49回(2024年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発売する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂13版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第49回	2024年11月17日(日)	2024年5月1日
第50回	2025年3月9日(日)	2025年9月1日
第51回	未定	—

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。



該当箇所	変更前	変更後
<p>P64 Lesson 7 特許出願後の手続き[1] Column 4 を追加</p>		<p>Column 4 特許非公開制度</p> <p>令和6年5月1日より特許出願の非公開に関する制度（特許出願非公開制度）が開始されました。特許法ではなく、安全保障の確保に関する経済施策の1つとして経済安全保障推進法に規定されています。</p> <p>特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許に関する審査手続が留保されます。</p> <p>また、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。</p> <p>さらに、本制度開始後は、一定の場合に外国出願（特許協力条約に基づく国際出願、すなわちPCT出願も含まれます。）が禁止されますので、外国出願禁止の対象となるか事前に特許庁長官に確認を求める制度（外国出願禁止の事前確認）も新設されました。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P151 Lesson 17 意匠法の保護対象と登録要件[2] ■ 1 ■ 意匠登録の要件 (2) 新しい創作であること 上から 14 行目 追記	書面を提出しなければなりません（意 4 条 3 項）。	書面を提出しなければなりません（意 4 条 3 項）。 近年、開発過程において意匠公開の機会が増えているなか、公開意匠を網羅した証明書を作成することは過大な負担となっていました。そこで、令和 6 年 1 月 1 日以後の出願については、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人を含む）の行為に起因して公開された同一または類似する意匠のうち、最先の公開日の行為について証明書を提出すれば足りることになりました。また、最も早い公開日に複数の公開が行われた場合は、最先の公開日の行為のうちの先後関係は問わず、いずれか 1 つを証明すれば足りることになりました。例えば、意匠 A について①午前 10 時に展示会で発表し、②同日の午後 1 時に店舗で販売し、その後、③1 週間後に SNS サイトに掲載した場合、①または②の公開行為について証明書が提出されていれば、③の公開について証明は不要となります。
P165 Lesson 18 意匠登録を受けるための手続き ■ 4 ■ 特殊な意匠登録出願 (4) 内装の意匠 上から 2 行目 追記	「〇〇の内装」や「〇〇用内装」のように記載します。	「〇〇の内装」や「〇〇用内装」のように記載します。例えば、「ホテルの客室の内装」のように具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載します。
P171 Lesson 19 意匠権の管理と活用 ■ 2 ■ 意匠権は何ができる権利か 上から 3 行目 修正	意匠の実施とは、その意匠を使った製品を製造したり販売したりすることを意味します（意 2 条 3 項）。	意匠の実施とは、その意匠を使った製品を製造したり販売したりすることを意味します（意 2 条 2 項）。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P200 Lesson 22 商標法の保護対象と登録要件[2] 1 商標登録の要件 (3) 先に出願されていないこと 全体 追記</p>	<p>商標制度は、特許庁に登録されている商標を、無断で他人に実施させないための仕組みです。よって、同一または類似の商標について、2以上の出願があったときは、先に商標登録出願した者のみに商標登録を認められることが規定されています（商8条1項）。</p> <p>また、同日に同一または類似の商標が出願された場合は、特許庁長官からこれらの出願人に協議命令が出され、その協議において決定された一の出願人のみが、商標登録を受けることができます（商8条2項）。協議が成立しない場合は、特許庁長官が行う公正な方法の「くじ」により定められた一の出願人のみが、商標登録を受けられます（商8条5項）。</p>	<p>商標制度は、特許庁に登録されている商標を、無断で他人に実施させないための仕組みです。よって、同一または類似の商標について、2以上の出願があったときは、先に商標登録出願した者のみに商標登録を認められることが規定されています（商8条1項）。</p> <p>ただし、前述（商4条1項11号）のコンセント制度の導入により、後の日に出願をした出願人が、先の日に出願をした出願人の承諾を得ており、かつ、これらの出願人の商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、後の日に出願をした出願人も商標登録を受けられるようになりました。</p> <p>また、同日に同一または類似の商標が出願された場合は、特許庁長官からこれらの出願人に協議命令が出され、その協議において決定された一の出願人のみが、商標登録を受けることができます（商8条2項）。ただし、この規定についてもコンセント制度の導入により、全ての出願人が商標登録を受けることについて相互に承諾をし、かつ、全ての商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、全ての出願人が商標登録を受けることができるようになりました。</p> <p>なお、協議が成立しない場合は、特許庁長官が行う公正な方法の「くじ」により定められた一の出願人のみが、商標登録を受けられます（商8条5項）。ただし、この規定についてもコンセント制度の導入により、くじにより定められた順位における後順位の出願人が、先順位の出願人の承諾を得ており、かつ、これらの出願人の商標の間で出所混同を生ずるおそれがないときは、後順位の出願人も商標登録を受けることができるようになりました。</p>

該当箇所	変更前	変更後								
P201 Lesson 22 商標法の保護対象と登録要件[2] 1 商標登録の要件 (4) 商標登録を受けられない商標 ②他人の氏名等を含む商標 最終行 追記	ただし、その他人の承諾を得ている場合は除外されます。	ただし、その他人の承諾を得ている場合は除外されます。 なお、令和5年法改正により、「他人の氏名」に一定の知名度の要件（商標を使用する商品または役務において需要者の間に広く知られている氏名）が課されることとなりました。一方、これにより、一定の知名度を有しない「他人の氏名」が含まれる出願については同号の対象外となり、拒絶事由に該当しないこととなるため、出願に係る商標に含まれる氏名とは無関係な者による濫用的な出願が懸念されます。そこで、このような濫用的なものは拒絶できるよう、政令において「出願に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」及び「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」のいずれにも該当することを要件としました。								
P201 Lesson 22 商標法の保護対象と登録要件[2] 1 商標登録の要件 (4) 商標登録を受けられない商標 ④先に出願された他人の登録商標、またはこれに類似する商標であって… 最終行 追記	需要者にとって、商品等の出所が混同するからです。	需要者にとって、商品等の出所が混同するからです。 ただし、令和5年法改正により、いわゆるコンセント制度が導入され、この規定に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標が使用されている商品・役務との間で混同を生じるおそれがないものについては、登録が認められることになりました(商4条4項)。								
P206 Lesson 22 商標法の保護対象と登録要件[2] Column7 登録製品の例	<table border="1" data-bbox="629 1107 1346 1233"> <thead> <tr> <th data-bbox="629 1107 790 1150">名称</th> <th data-bbox="790 1107 1346 1150">特定農林水産物等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="629 1150 790 1233">市田市</td> <td data-bbox="790 1150 1346 1233">第18類 果実加工品類 干し柿</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特定農林水産物等の区分	市田市	第18類 果実加工品類 干し柿	<table border="1" data-bbox="1377 1107 2085 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="1377 1107 1538 1150">名称</th> <th data-bbox="1538 1107 2085 1150">特定農林水産物等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1377 1150 1538 1273">市田市</td> <td data-bbox="1538 1150 2085 1273">第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	特定農林水産物等の区分	市田市	第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）
名称	特定農林水産物等の区分									
市田市	第18類 果実加工品類 干し柿									
名称	特定農林水産物等の区分									
市田市	第5類 農産加工品 果実加工品（干柿）									

(参考) 地理的表示 (GI) と地域団体商標との違い

	地理的表示 (GI)	地域団体商標
制度	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度	地域ブランドの名称を商標権(出所表示)として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度
保護対象(物)	農林水産物、飲食料品等(酒類等を除く)	全ての商品・サービス
保護対象(名称)	名称から製品の生産地を特定でき、製品の特性が当該生産地と結び付いているということを特定できるもの(地域を特定できれば、必ずしも地名を含まなくてもよい)	「地域名」+「商品(サービス)名」等
登録主体	生産・加工業者の団体(法人格の無い団体も可)	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO 法人
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること ・特性を維持した状態で概ね25年の生産実績があること(周知・定着の程度を勘案して短縮可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名称と商品(サービス)とが関連性を有すること(商品の産地等) ・商標が需要者の間に広く認識されていること
使用方法	地理的表示は、登録標章(GI マーク)と併せて使用することができる(GI マークのみの使用は不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標である旨を表示(努力義務) ・地域団体商標は地域団体商標マークと併せて使用することができる(推奨) 
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック 	商品の品質等は商標権者の自主管理
効力	地理的表示及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	登録商標及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
効力範囲	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原料とする加工品並びにこれらの包装、広告等	登録商標に係る商品若しくはサービス又はこれと類似する商品若しくはサービス
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9万円(登録免許税) 更新手続無し(取り消されない限り登録存続)	出願・登録：44,900円(10年間) 更新：43,600円(10年間) ※それぞれ1区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣(農林水産省)	特許庁長官(特許庁)

該当箇所	変更前	変更後												
P241 Lesson 26 商標権の侵害と救済 4 侵害することが明らかな場合の対応 (4) その他の取消審判 ③追加		③ コンセント制度に伴う不正使用 コンセント制度導入により、複数の類似する登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、一方の権利者が不正競争の目的で他の権利者の業務に係る商品または役務と混同を生ずる使用をしたときは、何人もその商標登録の取消審判を請求することができます（商 52 条の 2）。												
P305 Lesson 34 著作（財産）権 1 著作（財産）権とは (2) その他の著作（財産）権 ①追加		① 上演権・演奏権 上演権・演奏権とは、自己の著作物を、他人に無断で公衆に上演（演劇等）・演奏（音楽）されない権利です（著 22 条）。「生」の上演・演奏だけでなく、CD や DVD などの録音物・録画物から再生することも含まれます（著 2 条 7 項）。 公衆に直接見せまたは聞かせることを目的として行われる場合が対象となるので、例えば、演奏会に向けて自宅で音楽の著作物を練習（演奏）することは対象となりません。												
P325 Lesson 36 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 (5) 追加		(5) 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 美術の著作物もしくは写真の著作物の原作品の所有者または、所有者の同意を得た者は、原作品により公に展示することができます（著 45 条 1 項）。ただし、美術の著作物の原作品を街路・公園等やビルの外壁など一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置することはできません。												
P327 Lesson 36 著作権の制限 著作権の制限規定の一覧	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="629 1070 846 1110">第 40 条</td> <td data-bbox="846 1070 1355 1110">政治上の演説等の利用 → 公開の演説等の利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1110 846 1150">第 41 条</td> <td data-bbox="846 1110 1355 1150">時事の事件の報道のための利用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1150 846 1190">第 41 条の 2</td> <td data-bbox="846 1150 1355 1190">※新規追加 → 裁判手続等における複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1190 846 1230">第 42 条</td> <td data-bbox="846 1190 1355 1230">裁判手続等における複製 → 立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1230 846 1270">第 42 条の 2</td> <td data-bbox="846 1230 1355 1270">行政機関情報公開法等による開示のための利用 → 審査等の手続における複製等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 1270 846 1310">第 42 条の 3</td> <td data-bbox="846 1270 1355 1310">※新規追加 → 公文書管理法等による保存等のための利用</td> </tr> </table>	第 40 条	政治上の演説等の利用 → 公開 の演説等の利用	第 41 条	時事の事件の報道のための利用	第 41 条の 2	※新規追加 → 裁判手続等における複製等	第 42 条	裁判手続等における複製 → 立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等	第 42 条の 2	行政機関情報公開法等による開示のための利用 → 審査等の手続における複製等	第 42 条の 3	※新規追加 → 公文書管理法等による保存等のための利用	
第 40 条	政治上の演説等の利用 → 公開 の演説等の利用													
第 41 条	時事の事件の報道のための利用													
第 41 条の 2	※新規追加 → 裁判手続等における複製等													
第 42 条	裁判手続等における複製 → 立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等													
第 42 条の 2	行政機関情報公開法等による開示のための利用 → 審査等の手続における複製等													
第 42 条の 3	※新規追加 → 公文書管理法等による保存等のための利用													

該当箇所	変更前	変更後
P352 Lesson 39 不正競争防止法[1] ■ 2 不正競争行為とは (3) 商品形態模倣行為 最終行 修正・追記	この規定は適用されません（不競 19 条 1 項 5 号イ）。	この規定は適用されません（不競 19 条 1 項 6 号イ）。 なお、令和 5 年法改正により、「電気通信回線を通じて提供する行為」が追加され、デジタル空間上の商品の形態模倣行為も不正競争として規制対象になります。例えば、リアルの商品の形態をデジタル空間上で模倣して提供する行為です。
P396 Lesson 43 独占禁止法 ■ 1 独占禁止法とは (4) 企業間の結合や集中 上から 3 行目～6 行目 修正	例えば、航空業界において JAL（日本航空）と JAS（日本エアシステム）が合併する際には、大手企業数が減少することにより航空運賃の同調的な設定が容易になるなど競争が実質的に制限されるかもしれず、独占禁止法 10 条に抵触するおそれがある、と公正取引委員会は判断しました。	2 以上の会社が株式取得・所有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行うようになると、当事会社間で行われていた競争が行われなくなり、一定の取引分野における競争に何らかの影響が生じることがあります。独占禁止法は、会社の株式取得・所有、合併等によって競争が実質的に制限されることとなる等は、こうした行為を禁止しています。
P434 Lesson 47 弁理士法 ■ 1 弁理士とは 下から 2 行目前 追記	これらの業務は、弁護士や弁理士法人も行うことができます（弁護士法 3 条 2 項、弁理士法 40 条、41 条）。 令和 3 年法改正により、農林水産省関連の知的財産権（植物の新品種・地理的表示）に	これらの業務は、弁護士や弁理士法人も行うことができます（弁護士法 3 条 2 項、弁理士法 40 条、41 条）。 特許法、実用新案法、意匠法、商標法に規定されている審決取消訴訟については、単独で訴訟代理人となることができますが、特許権等の侵害訴訟では、単独で訴訟代理人となることはできず、弁護士と共同でなければ訴訟代理人となることはできません。 令和 3 年法改正により、農林水産省関連の知的財産権（植物の新品種・地理的表示）に